

広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が交付した各種証明書等を持ち帰るための封筒(以下、「窓口封筒」という。)への広告掲載希望者からの窓口封筒の無償提供に関し、美浜町広告掲載基本要綱(以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(窓口封筒の規格等)

第2条 窓口封筒の規格、枚数、掲載位置、その他の条件等は別に定める。

(窓口封筒の設置場所)

第3条 窓口封筒は、本庁及び郵便局の窓口に設置するものとする。

(窓口封筒の設置期間)

第4条 窓口封筒の設置期間は、2年間とする。

(無償提供者の募集)

第5条 窓口封筒の無償提供者の募集は、町の広報紙及びホームページで行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、住民課長が募集方法を決定するものとする。

(無償提供者の申込み)

第6条 無償提供者は、別に定める募集要項の規定に従い、美浜町広告入り窓口封筒無償提供申込書(様式第1)に美浜町広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書(様式第2)を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(無償提供者の決定)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、広告入り窓口封筒無償提供者募集要項に定める評価基準に基づき総合的に審査し、事業者一者を決定するものとする。

2 広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書(様式第3)により無償提供申込者に通知するものとする。

(広告の募集)

第8条 広告主及び広告の募集は、無償提供者がこの要領及び要綱の規定に従い募集するものとする。

(確認書の締結)

第9条 町長は、窓口封筒の製作及び無償提供に関する内容に関して、無償提供者と確認書を締結するものとする。

(窓口封筒の原稿作成及び提出)

第10条 無償提供者は、窓口封筒の原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 原稿は、無償提供者の責任及び負担で作成するものとする。

(窓口封筒の納入)

第11条 無償提供者は、窓口封筒を指定する期日までに指定する枚数を納入

するものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第12条 町長は、要綱及びこの要領の規定に抵触していると判断されるときは、無償提供者に対して変更を求めることができる。

(無償提供者の取り消し)

第13条 町長は、次の各号に該当するときは、無償提供者の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (2) 指定する期日までに窓口封筒の納入がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を無償提供者が行わないとき。
- (4) 無償提供者が虚偽の申請をしたとき。
- (5) 書面により無償提供者の決定の取消しの申出があったとき。
- (6) その他、印刷物等への広告掲載が適切でない判断したとき。

2 前項の規定により取り消した場合においては、町長は無償提供者に対し、その賠償の責めを負わない。また、納入済みの窓口封筒は返品しない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

美浜町広告入り窓口封筒無償提供申込書

年 月 日

美浜町長

申 込 者
(所在地)

(名称及び代表者)

本年度及び前年度の無償提供の実績			
広告の募集方法			
(ふりがな) 担 当 者 氏 名			
電 話 番 号		F A X	
申し込みにあたっては、美浜町広告掲載基本要綱、広告入り窓口封筒の無償提供に関する要領及び広告入り窓口封筒無償提供者募集要項の内容を遵守するとともに、町税等の納付状況を町が調査することを承諾します。			

様式第2（第6条関係）

美浜町広告入り窓口封筒の無償提供に関する提案書

年 月 日

美浜町長

申請者

印

記

- 1 確認書締結から納入までのスケジュール
- 2 広告主募集の方法
- 3 納入方法及び納入時期
- 4 封筒のデザイン
- 5 その他

様式第3（第7条関係）

広告入り窓口封筒無償提供許可・不許可決定通知書

第 号
年 月 日

様

美浜町長

年 月 日付で申込みのありました広告入り窓口封筒無償提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 許可します。
	<input type="checkbox"/> 許可しません。
提 出 書 類	確認書締結から無償提供までの日程表を 月 日 までに提出して下さい。